

教育環境の整備充実を求める意見書

次代を担う子ども達の健やかな成長は、わたし達大人の共通の願いである。児童生徒ひとりひとりの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組を行い、全国どこに住んでいても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられることが保障されなければならない。

近年、教育に対するニーズが多様化・複雑化するとともに、いじめや不登校といった問題が深刻化するなど、解決すべき課題が山積しており、その課題解決のためには、教職員が児童生徒にしっかりと向き合える体制を整備することが重要である。

しかしながら、その取組を担う教職員においては、令和４年度教員勤務実態調査によると、長時間労働は一定程度改善がみられるものの、依然として長時間勤務の教職員が多い実態も明らかになっている。

令和８年４月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校３５人学級の完成を踏まえ、中学校の学級編制標準を３５人に段階的に引き下げることとなったところであるが、子どもたちの豊かな学びの保障や、教職員の働き方改革実現のため、高等学校における３５人学級の早期実現や、更なる学級編制標準の引き下げ等、教職員定数の改善が求められている。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成１８年度から国庫負担率が２分の１から３分の１へ引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫していることや、各自治体の財政事情により、地域にとって教育格差が生じることは大きな問題である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次年度予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望する。

記

- １ 高等学校における３５人学級を早急に実施すること。また、義務教育段階において、更なる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
- ２ 教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的に、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員の定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- ３ 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年７月８日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
文部科学大臣
殿